

平成十七年国家公安委員会規則第二十号

警備員等の検定等に関する規則

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条、第二十三条第三項及び第六項、第二十八条、第三十条第二項並びに第五十四条、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条、警備業法施行令（昭和五十七年政令第三百八号）第三条の表の第二号並びに警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第五十条第一項第五号及び第四項、第五十一条第二項並びに第六十六条第一項第一号二（5）の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則を次のように定める。

（特定の種別の警備業務）

第一条 警備業法（以下「法」という。）第十八条の国家公安委員会規則で定める種別の警備業務は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第一号に規定する警備業務

のうち、空港法（昭和三十二年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港、同法第

五条第一項に規定する地方管理空港その他の飛行場（以下「空港」と総称する。）において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防

止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検

査に係るものに限る。以下「空港保安警備業

務」という。）

二 法第二条第一項第一号に規定する警備業務

（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く）。のうち、警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）

三 法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）

四 法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」とい

う。）

五 法第二条第一項第三号に規定する警備業務のうち、運搬中の核燃料物質等危険物（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物その他の引火若し

くは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）をいう。以下同じ。）に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）

六 法第二条第一項第三号に規定する警備業務のうち、運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	一 空港保安警備業務		人數	二 施設警備業務（核	1 施設警施設警備員	格警備員
	警備員	人數				
一 空港保安警備業務	1 空港保安警備員	1人	1 合格警備員	1 一人以上	1 一人以上	1 一人以上
二 施設警備業務（核	1 施設警施設警備員	1 一人以上	1 合格警備員	1 一人以上	1 一人以上	1 一人以上
三 施設警備業務（空	1 施設警施設警備員	1 一人以上	1 合格警備員	1 一人以上	1 一人以上	1 一人以上
四 雜踏警備業務	1 雜踏警備員	1 一人以上	1 合格警備員	1 一人以上	1 一人以上	1 一人以上
五 交通誘導警備業務	1 交通誘導警備員	1 一人以上	1 合格警備員	1 一人以上	1 一人以上	1 一人以上

在地の所轄警察署長を経由して、提出しなければならない。

第一項の合格証明書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(昭和四十二年法律第八十一号) 第七条第五号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。次条第二項において同じ。)

二 第十一条の成績証明書又は第十七条第三号の講習会修了証明書(当該成績証明書又は第三項当該講習会修了証明書の交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。)

三 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会(その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に限る。)の交付する合格証明書の交付を受けようとするものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書、法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書、精神機能の障害に関する医師の診断書、法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。)並びに法第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者及び法第二十三条第五項において読み替えて準用する法第二十二条第七項第二号又は第三号に該当することにより合格証明書の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面。

五 第九条第四項第二号に規定する写真一葉(合格証明書の書換え及び再交付の申請)

六 試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

七 学科試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

八 学科試験は、必要な数の監督員を適切に配置して行うものであること。

九 実技試験は、受講者一人ごとに行われるものであること。

十 実技試験の採点は別表第三及び別表第四に定める能力について減点式採点法により行うものである。

証明書再交付申請書一通を当該公安委員会に提出しなければならない。

第一項の合格証明書再交付申請書には、第九条第四項第二号に規定する写真一葉を添付しなければならない。

(府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類)

第四項第二号に規定する写真一葉を添付しなければならない。

第一項の合格証明書再交付申請書は、第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、提出しなければならない。

(標章)

第十六条 一級検定合格警備員及び二級検定合格警備員は、交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事している間は、別記様式第十号の標章を用いることができる。

第十七条 法第二十八条の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。

三 一級又は二級の講習は、別表第三又は別表により行うものであること。

四 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる警備業務の種別に応じ、これらの表の第二欄の講習に区分して行うこととし、これらの表の第三欄に掲げる科目及び第四欄に掲げる講習事項について、これらの方の第五欄の講習時間以上行うこと。

五 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれ用いて実施すること。

六 試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。

七 講習会に用いる施設及び設備並びに教本に関する事項

八 講習会の受講の申請に関する事項

九 講習及び試験の実施方法に関する事項

十 講習及び試験の内容並びに時間に関する事項

十一 講習会修了証明書の交付に関する事項

十二 法第三十二条第二項第二号及び第四号の請求に関する事項

十三 講習会に関する料金の額及びその収納の方

十四 講習会修了証明書の交付の年月日及び番号と

十五 第二十三条第五項において準用する法第二十二条第五項の規定による合格証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第八号の合格証明書書換え申請書一通及び当該合格証明書を当該公安委員会に提出しなければならない。

十六 前項の合格証明書書換え申請書には、住民票の写し及び第九条第四項第二号に規定する写真一葉を添付しなければならない。

十七 法第二十三条第五項において準用する法第二十二条第五項の規定による合格証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の合格

ものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

十一 学科試験又は実技試験に合格しなかつた者に対しては、その者が更に一时限以上の学科講習又は実技講習を受けた後でなければ次

の学科試験又は実技試験を行わないこと。

十二 講習会の課程を修了した者に対して、別記様式第十一号の講習会修了証明書を交付す

ること。

十三 講習会を実施する日時、場所その他講習会の実施に関し必要な事項及び当該講習会が国家公安委員会の登録を受けた者により行われるものである旨を公示すること。

十四 講習会以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会であると誤認されるおそれがある表示の他の行為をしてないこと。

十五 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

十六 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

十七 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

十八 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

十九 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十一 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十二 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十三 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十四 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十五 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十六 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十七 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十八 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

二十九 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。)及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。)

2 府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙とする。

(府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類)

第三十一条 府令第六十六条第一項第一号ニ

(5) の国家公安委員会規則で定める事項は、当該合格証明書に係る級とする。

(警備業法施行令第三条の表の第一号ニ

当該合格証明書に係る級とする。

(府令第六十六条第一項第一号ニ (5) の国家公安委員会規則で定める事項)

(府令第六十六条第一項第一号ニ (5) の国家公安委員会規則で定める機材)

(5) の国家公安委員会規則で定める機材は、車両、

当該合規書に係る級とする。

(警備業法施行令第三条の表の第一号ニ

当該合規書に係る級とする。

手荷物等検査に関する構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合に備え、航空機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合に備え、航空機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合に備え、航空機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合に備え、航空機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
航空保安整備業務の管理に関すること。	航空保安整備業務の管理に関すること。	航空保安整備業務の管理に関すること。	航空保安整備業務の管理に関すること。
手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警務業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関すること。	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警務業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関すること。	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警務業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関すること。	手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警務業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関すること。

		実験試験		た場合に2 おける応急の措置に関すること。	
		乗客等の接遇に関する事項	手荷物等検査に関する事項	航空の危険を生じさせるおける応急の措置に関する事項	航空の危険を生じさせるおける応急の措置に関する事項
空港保安業務の管理に関する事項	1 航空の危険を生じさせるおける応急の措置に関する事項	1 乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 英会話を用いて高度に専門的な能力を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。	1 手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。	1 航空の危険を発見するおそれのある物体を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。	1 航空の危険を発見するおそれのある物体を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。
警備業務の管理に関する事項	2 航空の危険を生じさせるおける応急の措置に関する事項	1 手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に関する事項	1 手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に関する事項	1 航空の危険を発見するおそれのある物体を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。	1 航空の危険を発見するおそれのある物体を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。

実験試験			
警備業務		警備業務	
施設警備業務の管理に関すること。	対象施設と。と。	対象施設と。と。	対象施設と。
施設警備業務の状況その他の施設警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施すること。	1 出入管理を行う高度に専門のこと。	3 施設警備業務用機器を操作すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。
施設警備業務の構造、周囲の状況その他の施設警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施すること。	2 巡回を行う高度に専門的な能力を有すること。	4 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	2 出入管理及び巡回の方法並びに施設警備業務用機器の使用の管理その他施設警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。

警備業務 警備業務 警備業務	務業備警踏雜 驗試科學	急の措置等の事故が発生した場合における他の機関との連絡に係る危険性の管理に関する事項	に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。
			1 不審者又は不審な物件を発見した場合におけるべき措置を行ふ高度に専門的な能力を有すること。
警備業務 警備業務 警備業務	法の規定による場合の対象施設の設置に関する事項	2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡に係る危険性の管理に関する事項	1 不審者又は不審な物件を発見した場合におけるべき措置を行ふ高度に専門的な能力を有すること。
警備業務 警備業務 警備業務	事項	3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における応急を行ふ高度に専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡に係る危険性の管理に関する事項

警備業務 警備業務 警備業務	驗試技実	事項	に必要な業務の管理を行う高度に専門的な知識を有すること。
			2 その他の警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	1 警備業務実施の基本原則に係る事項	1 離踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における危険性の管理に関する事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	2 警備員の資質の向上に関する事項	2 その他の警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	3 他の警備業務の実施に必要な事項	3 警備員の資質の向上に関する事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	4 警備員の資質の向上に関する事項	4 その他の警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する事項

警備業務 警備業務 警備業務	驗試科学	事項	する事項。
			3 護身用具の使用方法その他の警備業務の実施に必要な事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	1 法令その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令の管理に関する事項	1 離踏警備業務を実施する場合における道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、離踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。
警備業務 警備業務 警備業務	事項	2 他の警備業務の実施に必要な事項	2 運送機材（以下「離踏警備業務を実施するために必要な各種機材」という）の使用方法を有すること。
警備業務 警備業務 警備業務	事項	3 法令その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令の管理に関する事項	3 他の警備業務の実施に必要な事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	4 護身用具の使用方法その他の警備業務の実施に必要な事項	4 離踏警備業務を実施する場合における道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、離踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。

警備業務 警備業務 警備業務	驗試技実	事項	する事項。
			3 護身用具の使用方法その他の警備業務の実施に必要な事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	1 法令その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令の管理に関する事項	1 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険性の管理に関する事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	2 法令その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令の管理に関する事項	2 他の機関との連絡に係る危険性の管理に関する事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	3 法令その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令の管理に関する事項	3 護身用具の使用方法その他の警備業務の実施に必要な事項
警備業務 警備業務 警備業務	事項	4 法令その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令の管理に関する事項	4 運送機材（以下「離踏警備業務を実施するために必要な各種機材」という）の使用方法を有すること。

核燃料物質等危険物の運搬における交通の状況その他の核燃料物質等危険物運搬警備業務の料物質等危険物運搬警備業務の管理に関するこの調査的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
2 その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の効率的かつ安全実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
4 護身用具の使用方法その他護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。
見張りに車両による伴走及び周囲の確認

貴重品運搬警備業	1 貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高さに専門的な知識を有すること。	2 道路交通法その他貴重品搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
貴重品	2 貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	3 車両による伴走を行うため運搬警備必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
貴重品	3 車両における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	4 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
貴重品運搬警備	5 運搬に係る貴重品の積卸し方に関する高度に専門的な知識を有すること。	6 運搬中の指令業務担当者の連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
貴重品運搬警備業務	7 貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他の貴重品運搬警備業務の実施に必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	8 事故の発生時に他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
貴重品	9 現金、貴金属、有価証券等の貴重品と係る盗難等の事門の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	10 その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

別表第二（第六条関係）

事項	本的な 法令に 関する こと。	法 令に 関する こと。
空港に 関する こと。	乗客等 に接遇 すること。 手荷物 等検査 に関する こと。	1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 2 英語に関する専門的な知識を有すること。
1 空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。	1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。	1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
2 航空運送事業者その他の關係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。	5 その他手荷物等検査により航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	5 その他手荷物等検査により航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
3 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。		

こと。
2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的

三危航
じ險空
の1
航空の危険を生じさせるた
くそれのある物件及び不審者を発
見しに場合における警察機關と

業務警備		警備科学		試験		実技試験		備考	
法規	関連する事項	本務	支務	合意	が生じた場合	施設等	施設の対象	保安に係る	警備
法規に規定する事項	1 法規に規定する事項	1 警備業務の実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	5 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行ふ専門的な能力を有すること。	2 巡回を行う専門的な能力を有すること。	1 出入管理を行う専門的な能力を有すること。
法規に規定する事項	1 法規に規定する事項	1 警備業務の実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	5 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行ふ専門的な能力を有すること。	2 巡回を行う専門的な能力を有すること。	1 出入管理を行う専門的な能力を有すること。
法規に規定する事項	1 法規に規定する事項	1 警備業務の実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	5 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行ふ専門的な能力を有すること。	2 巡回を行う専門的な能力を有すること。	1 出入管理を行う専門的な能力を有すること。

験 試 技 実		法 令 に 関 す る こと。	
他 場 工 事 現 又 そ の 機 関	車両等の誘導によること。	車両等の誘導に関する専門的な知識を有すること。	法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
工 事 現 1	車両等の誘導を使用して人又は車両の誘導を行う専門的な能力を有すること。	車両等の誘導の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
工 事 現 2	車両等の誘導の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	人又は車両に対する合図の方法その他の車両の誘導を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	交通事故の発生時ににおける警察機関その他の関係機関への連絡を行ったため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
工 事 現 3	車両等の誘導の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	危険者の救護及び道路上における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	事故の発生時ににおける負傷者の救護及び道路上における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。
工 事 現 4	車両等の誘導の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	車両等の誘導の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	その他の事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。

実験試験		運搬中		現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	
貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。		貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。		その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	
け合しがの盜に貴券の現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	するにた發事難係重等の現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	3 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行う専門的な能	な事項に関する専門的な知識を有すること。
け合しがの盜に貴券の現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	するにた發事難係重等の現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	3 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行う専門的な能	な事項に関する専門的な知識を有すること。
け合しがの盜に貴券の現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	するにた發事難係重等の現金、機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 貴重品の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	3 その他の事故の発生時ににおける応急の措置を行う専門的な能	な事項に関する専門的な知識を有すること。

別表第三（第十七条関係）		科目	講習時間	講習事項
科目	講習時間	習科	分区	空港法に關すること。
警備業の実務に関すること。	限時一限	科学	習講	空港法に關する法令に關する高度に専門的な知識
警備業	時一	法	法	1 法その他の警備業務の実施
1 警備業務実施の基本原則	時二	令に	令に	2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウイーン条約その他の空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識
1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	時一	1 関する高度に専門的な知識	1 関する高度に専門的な知識	3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識
2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	時一	2 関する高度に専門的な知識	2 関する高度に専門的な知識	4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識
2 英語に関する高度に専門的な知識	時一	3 関する高度に専門的な知識	3 関する高度に専門的な知識	5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な

										事項に関する高度に専門的な知識
習講技実	と。するこ	務の実	警備業	と。するこ	危	航空の	危	航	空の	
と。するこ	施に關	務の実	警備業	と。するこ	急の措	合に發	不件及	ある物	生じさ	1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識
力	を操作する高度に専門的な能	1 手荷物等検査用機械器具	と。するこ	に専門的な知識	に専門的な知識	ける応	者を發見	おそれの	れるお	2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識
限時四	限時一	限時一	限時一	に専門的な知識	に専門的な知識	の措置	した場合における乗客	ある物件及び不審者	おそれのある物件及び不審者	3 警察署、地方出入国在留管
務業備警設施	習講科学	と。するこ	務の実	警備業	法令に	と。するこ	危	危	危	1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識
高	度に専門的な知識	1 出入管理の方法に関する基	と。するこ	に専門的な知識	に専門的な知識	急の措	合に發	ある物	生じさ	2 その他手荷物等検査によ
度に専門的な能	本原則	2 警備員の資質の向上に關	するこ	の実施に必要な法令に關	するこ	の措置	した場合における乗客	件及び不審者	れるお	り、航空の危険を生じさせる
限時二	限時一	限時一	限時一	する高度に専門的な知識	する高度に専門的な知識	置に關	が發生	おそれのある物件及び不審者	おそれのある物件及び不審者	3 施設警備業務用機器の関
習講技実	と。するこ	務の実	警備業	と。するこ	危	航空の	危	航	空の	4 施設警備業務用機器の故
と。するこ	施に關	務の実	警備業	と。するこ	急の措	合に發	不件及	ある物	生じさ	障又は不調の場合にとるべき措
力	を調整する高度に専門的な能	1 手荷物等検査用機械器具	と。するこ	に専門的な知識	に専門的な知識	ける応	者を發見	おそれの	れるお	置に関する高度に専門的な能
限時四	限時一	限時一	限時一	に専門的な知識	に専門的な知識	の措置	した場合における乗客	ある物件及び不審者	おそれのある物件及び不審者	度に専門的な能
務業備警踏雜	習講科学	と。するこ	務の実	警備業	法令に	と。するこ	危	危	危	2 巡回の方法に関する高度に専門的な知識
高	度に専門的な知識	1 出入管理の方法に関する基	と。するこ	に専門的な知識	に専門的な知識	急の措	合に發	ある物	生じさ	3 施設警備業務用機器の関
度に専門的な能	本原則	2 警備員の資質の向上に關	するこ	の実施に必要な法令に關	するこ	の措置	した場合における乗客	件及び不審者	れるお	り、航空の危険を生じさせる
限時二	限時一	限時一	限時一	する高度に専門的な知識	する高度に専門的な知識	置に關	が發生	おそれのある物件及び不審者	おそれのある物件及び不審者	3 施設警備業務用機器の
習講技実	と。するこ	務の実	警備業	と。するこ	危	航空の	危	航	空の	4 施設警備業務用機器の故
と。するこ	施に關	務の実	警備業	と。するこ	急の措	合に發	不件及	ある物	生じさ	障又は不調の場合にとるべき措
力	を操作する高度に専門的な能	1 手荷物等検査用機械器具	と。するこ	に専門的な知識	に専門的な知識	ける応	者を發見	おそれの	れるお	置に関する高度に専門的な能
限時四	限時一	限時一	限時一	に専門的な知識	に専門的な知識	の措置	した場合における乗客	ある物件及び不審者	おそれのある物件及び不審者	度に専門的な能
務業備警踏雜	習講科学	と。するこ	務の実	警備業	法令に	と。するこ	危	危	危	2 巡回の方法に関する高度に専門的な知識
高	度に専門的な知識	1 出入管理の方法に関する基	と。するこ	に専門的な知識	に専門的な知識	急の措	合に發	ある物	生じさ	3 施設警備業務用機器の関
度に専門的な能	本原則	2 警備員の資質の向上に關	するこ	の実施に必要な法令に關	するこ	の措置	した場合における乗客	件及び不審者	れるお	り、航空の危険を生じさせる
限時二	限時一	限時一	限時一	する高度に専門的な知識	する高度に専門的な知識	置に關	が發生	おそれのある物件及び不審者	おそれのある物件及び不審者	3 施設警備業務用機器の

習講技実				務業備警導誘通交																										
				習講科																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">習講技実</th> <th colspan="2">務業備警導誘通交</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力</td></tr> <tr> <td>2 その他雑踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>2 道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法律に関する高度に専門的な知識</td><td>2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>3 業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識</td><td>3 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識</td><td>3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>3 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>4 業務の実施に関する高度に専門的な知識</td><td>4 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識</td><td>4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> </tbody> </table>				習講技実		務業備警導誘通交		1	2	3	4	1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	2 その他雑踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法律に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	3 業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	3 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	4 業務の実施に関する高度に専門的な知識	4 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識			
習講技実		務業備警導誘通交																												
1	2	3	4																											
1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する高度に専門的な知識確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力																											
2 その他雑踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法律に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
3 業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	3 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
4 業務の実施に関する高度に専門的な知識	4 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">習講技実</th> <th colspan="2">務業備警導誘通交</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事故の発生時における警備業務の実施する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>2 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>3 雜踏警備業務用資機材を使用する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>4 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> </tbody> </table>				習講技実		務業備警導誘通交		1	2	3	4	1 事故の発生時における警備業務の実施する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	3 雜踏警備業務用資機材を使用する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	4 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識			
習講技実		務業備警導誘通交																												
1	2	3	4																											
1 事故の発生時における警備業務の実施する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識																											
2 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
3 雜踏警備業務用資機材を使用する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
4 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">習講技実</th> <th colspan="2">務業備警導誘通交</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事故の発生時ににおける危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>2 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>3 雜踏警備業務用資機材を使用する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>4 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td><td>4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td></tr> </tbody> </table>				習講技実		務業備警導誘通交		1	2	3	4	1 事故の発生時ににおける危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	3 雜踏警備業務用資機材を使用する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	4 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識			
習講技実		務業備警導誘通交																												
1	2	3	4																											
1 事故の発生時ににおける危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識																											
2 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の事故の発生時ににおける他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
3 雜踏警備業務用資機材を使用する場合における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
4 その他の事故の発生時ににおける他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">習講技実</th> <th colspan="2">務業備警搬運物危等質物核</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識</td><td>1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td><td>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>2 その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識</td><td>2 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td><td>2 核燃料物質等危険物の運搬警備業務の実施に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>3 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識</td><td>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td><td>3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td></tr> <tr> <td>4 連絡等への連絡を行うたため必要な事項に関する高度に専門的な知識</td><td>4 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び容器等の構造に関する高度に専門的な知識</td><td>4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</td><td>4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識</td></tr> </tbody> </table>				習講技実		務業備警搬運物危等質物核		1	2	3	4	1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	2 核燃料物質等危険物の運搬警備業務の実施に関する高度に専門的な知識	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 連絡等への連絡を行うたため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び容器等の構造に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識			
習講技実		務業備警搬運物危等質物核																												
1	2	3	4																											
1 核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識																											
2 その他の機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	2 核燃料物質等危険物の運搬警備業務の実施に関する高度に専門的な知識																											
3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	3 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識																											
4 連絡等への連絡を行うたため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び容器等の構造に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	4 法の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識																											

務業備警搬運品重貴		習講科科学		急の措置にけること。	
と。務の実務に關するこ		法令に關するこ		材の点検を行う高度に専門的な能力	
警備業		法令に關する高度に専門的な限		力	
と。務の実務に關するこ		法令に關する高度に専門的な限		力	
1 貴重品搬運警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識	1 貴重品搬運警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施に適正を確保するため必要な時法令に關する高度に専門的な限	6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力	5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力	3 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力
2 貴重品搬運警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	2 貴重品搬運警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	2 道路交通法その他の貴重品搬運警備業務の実施に必要な法令に關する高度に専門的な知識	7 その他事故の発生時における応急の措置を行なう高度に専門的な能力	4 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力	2 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力
3 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 法令に關する高度に専門的な限	8 その他の警備業務実施の基本原則一に関する高度に専門的な知識	7 その他事故の発生時における応急の措置を行なう高度に専門的な能力	1 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力
4 搬運中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 搬運中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	4 法令に關する高度に専門的な限	9 その他の警備業務実施の基本原則二に関する高度に専門的な知識	8 その他事故の発生時における応急の措置を行なう高度に専門的な能力	0 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力
5 搬運に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	5 搬運に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	5 法令に關する高度に専門的な限	10 その他の警備業務実施の基本原則三に関する高度に専門的な知識	9 その他事故の発生時における応急の措置を行なう高度に専門的な能力	1 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力
6 搬運中における指令業務担当者等への連絡を行うため	6 搬運中における指令業務担当者等への連絡を行うため	6 法令に關する高度に専門的な限	11 その他の警備業務実施の基本原則四に関する高度に専門的な知識	10 その他事故の発生時における応急の措置を行なう高度に専門的な能力	2 放射線障害等防止用資機を使用する高度に専門的な能力

必要な事項に関する高度に専門的な知識		実務の実施に関すること。		運搬中の貴金属、貴重品等の貴重品に係る盗難等の発生した場合における応急措置に関すること。		運搬中の貴金属、貴金属、貴重品等の貴重品に係る盗難等の発生した場合における応急措置に関すること。		運搬中の貴金属、貴金属、貴重品等の貴重品に係る盗難等の発生した場合における応急措置に関すること。		運搬中の貴金属、貴金属、貴重品等の貴重品に係る盗難等の発生した場合における応急措置に関すること。	
習講技術実務の実施に関すること。	と。	1 貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力	2 貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力	3 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力	4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力	5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力	1 貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における時交通の状況その他の貴重品運搬限警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 その他の貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への時連絡を行うため必要な事項に限られた高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	5 その他の事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
習講技術実務の実施に関すること。	と。	1 貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力	2 貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力	3 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力	4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力	5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力	1 貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における時交通の状況その他の貴重品運搬限警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 その他の貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への時連絡を行うため必要な事項に限られた高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識	5 その他の事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識

業務習		習講技実					
警備科	交通学	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	の事故の発生時ににおける必要な事項に関する専門的な知識
1 知識	1 理解	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	の事故の発生時ににおける必要な事項に関する専門的な知識
2 機材の機能、使用方法及び資材に関する専門的な知識	2 道路交通法その他の関係機関等の法令に関する専門的な知識	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	の事故の発生時ににおける必要な事項に関する専門的な知識
3 管理方法に関する専門的な知識	3 警備業務実施の基本原則	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	の事故の発生時ににおける必要な事項に関する専門的な知識
4 時限	4 時限	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	の事故の発生時ににおける必要な事項に関する専門的な知識

習講技実							
置急け合しがの負お場のにのは他場工事にのるにた發事傷け所あ危通車人そ事現	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
関措応お場に生じるにた發事傷け所あ危通車人そ事現	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
門的な能力	門的な能力	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること
4 時限	4 時限	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること

勤務業物質等講習							
け合しがの盜に危物核	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
るにた發事難係險質燃	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
応お場に生じるにた發事難係險質燃	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
警察機関その他の機関等の法令に関する専門的な知識	警官の構造・機能・操作方法等の知識	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること
3 時限	2 時限	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること

勤務業品重貴講習							
こと。するにけること	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
法とすすむにけること	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
るにけること	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること	するにけること
知識	1 理解	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること
2 球	2 球	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること
必要な事項に関する専門的な知識	必要な事項に関する専門的な知識	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること
機材の機能、使用方法及び資材に関する専門的な知識	機材の機能、使用方法及び資材に関する専門的な知識	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること
4 時限	4 時限	とすすむにけること	するにけること	の負傷等	の事故	が発生した場合	とすすむにけること

別の級 験試	
科 目	
判 定 の 基 準	

通説導警備（次号において「交通説導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者六 交通説導警備業務に係る二級の検定合格者審査 交通説導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者七 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者八 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の検定合格者審査 核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者九 貴重品運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者十 貴重品運搬警備業務に係る二級の検定合格者審査 貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者第七条 検定合格者審査は、検定合格者審査を受けようとする者（以下「審査申請者」という。）が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

2 前項の場合において、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部を免除する。

一 旧検定に合格した警備員であつて、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上であるもの（前号に掲げる者を除く。）

二 旧検定に合格した者であつて、この規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上であるもの（前号に掲げる者を除く。）

第八条 検定合格者審査の科目及び判定の基準は、警備業務の種別に応じ、次の表に定めるとおりとする。

級 験試 科 学	一 験試 技 実		二 験試 技 実		三 験試 技 実		四 験試 技 実		五 験試 技 実		六 験試 技 実	
	科 目	基 準										
別の級 験試	警備業務に係る基本的な事項	警備業務に係る基本的な事項										
科 目	警備業務に係る基本的な事項	警備業務に係る基本的な事項										
判 定 の 基 準	法令に関する事項	法令に関する事項										

2 第九条 第六条第二項から第五項までの規定は、検定合格者審査について準用する。 一 公安委員会は、検定合格者審査を行おうとするときは、当該検定合格者審査の実施予定期日の三十日前までに、次の各号に掲げる事項のすべてを公示するものとする。 一 検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日、場所並びに当該検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級別。 二 検定合格者審査の申請手続に関する事項。 三 その他検定合格者審査の実施に関し必要な事項。	2 第十条 審査申請者は、その住所地若しくはその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会又は旧規則第八条の合格証を交付した公安委員会に、別記様式の審査申請書一通を提出しなければならない。 2 前項の審査申請書には、次の各号に掲げる者の受けようとする検定合格者審査を行う公安委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、審査申請者の住所地を管轄する公安委員会とその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合にあつては第一号又は第二号に掲げ
---	--

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。（経過措置）	2 第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
委員会規則第九号 この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。	委員会規則第九号 この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 (平成二五年七月五日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年七月八日）から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の改正規定（第五十一条の二第二項第二号）を「第五十一条の二第三項第二号」に改める部分に限る。）公布の日

二 第二条の表の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

附 則 (令和元年五月二十四日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員議会に関する規則、交通の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教

習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許による運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自動車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者の教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、施設の運営に関する規則、年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行

規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第1号 (第9条関係)

規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和元年八月三日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号)抄

附 則 (令和元年八月三日国家公安委員会規則第八号)

（施行期日）

（施行期日）

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。ただし、第十一条中国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項の改正規定

は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号)

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1号 (第9条関係)

（別記様式第1号 (第9条関係)）

別記様式第2号（第10条関係）

受検票	署 名 印
姓 名 性 別 年 齢 年 月 日 生	住 所 高 名
公安委員会	
試験の時 試験場所 警備要件の種別及び他の区分 届出（試験日にして）、この受検票を持参してください。	
165	

備考
図中の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3号（第11条関係）

第 号	
成 績 結 明 書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った 警備要件に沿 る 試験において、警備要件の規定等に従 うる成績を取 ること を認定する。	
年 月 日	
公安委員会	

備考
用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。

別記様式第4号（第12条関係）

成績証明書発行申請書																												
警備要件の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請																												
年 月 日																												
公安委員会																												
申請者の氏名																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">アリガテラ 元</td> <td style="width: 10%;">イニシアル イニ</td> <td style="width: 10%;">姓 氏 名</td> <td style="width: 10%;">（ ）</td> <td style="width: 10%;">一 番</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">受検票番号</td> <td style="width: 10%;">受検票番号</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">警備要件 の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>		アリガテラ 元	イニシアル イニ	姓 氏 名	（ ）	一 番	年 月 日	年 月 日	受検票番号	受検票番号	警備要件 の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請									（略）								
アリガテラ 元	イニシアル イニ	姓 氏 名	（ ）	一 番	年 月 日	年 月 日	受検票番号	受検票番号																				
警備要件 の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請																												
（略）																												
備考 1. 試験には、監査しないこと。 2. 年次の文字は、横書きで記すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を□で囲うこと。 3. 所定の欄に記入しないときは、用紙の記載欄上、これを添付すること。 4. 試験の結果は、日本通常規格A4とする。																												

成績証明書交付申請書																												
警備要件の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請																												
年 月 日																												
公安委員会																												
申請者の氏名																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">アリガテラ 元</td> <td style="width: 10%;">イニシアル イニ</td> <td style="width: 10%;">姓 氏 名</td> <td style="width: 10%;">（ ）</td> <td style="width: 10%;">一 番</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">受検票番号</td> <td style="width: 10%;">受検票番号</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">警備要件 の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>		アリガテラ 元	イニシアル イニ	姓 氏 名	（ ）	一 番	年 月 日	年 月 日	受検票番号	受検票番号	警備要件 の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請									（略）								
アリガテラ 元	イニシアル イニ	姓 氏 名	（ ）	一 番	年 月 日	年 月 日	受検票番号	受検票番号																				
警備要件 の規定等に従うる成績を取 ることを認定する旨の申請																												
（略）																												
備考 1. 試験には、監査しないこと。 2. 年次の文字は、横書きで記すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を□で囲うこと。 3. 「所定の欄に記入する事」欄には、日本は成績の状況を記載すること。 4. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。																												

別記様式第5号（第12条関係）

別記様式第6号（第13条関係）

合 格 証 明 書	(裏)
警備業務の種別及び検査の区分 写 真 应 所 会 员 (年 月 日生) 年 月 日 公 安 委 员 会	
(裏)	

申 請 書	(裏)
番 号 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100)	
(裏)	

備考
提出の員数の場合は、ミリオートルとする。

別記様式第7号（第14条関係）

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書	(裏)
警備業者2名を複数名で提出する場合は、合併説明書の交付を申請します。 年 月 日 公 安 委 员 会	
(裏)	

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書	(裏)
申 請 者 の 氏 名 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100)	
(裏)	

備考
1. 職位欄には、記載しないこと。
2. 手書きで記入する場合は、ただし、数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
3. 同様の大きさは、日本語要領A4とすること。

別記様式第8号（第15条関係）

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書	(裏)
警備業者2名を複数名で提出する場合は、合併説明書の交付を申請します。 年 月 日 公 安 委 员 会	
(裏)	

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書	(裏)
申 請 者 の 氏 名 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100)	
(裏)	

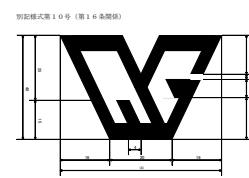
備考
1. 職位欄には、記載しないこと。
2. 手書きで記入する場合は、ただし、数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
3. 同様の大きさは、日本語要領A4とすること。

別記様式第9号（第15条関係）

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書	(裏)
警備業者2名を複数名で提出する場合は、合併説明書の交付を申請します。 年 月 日 公 安 委 员 会	
(裏)	

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書	(裏)
申 請 者 の 氏 名 (1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100)	
(裏)	

備考
1. 職位欄には、記載しないこと。
2. 手書きで記入する場合は、ただし、数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
3. 同様の大きさは、日本語要領A4とすること。



参考 上図は、(A) 6.5×2ミリメートルとしたときの寸法記号である。

案 号	
講習会申込書	
住 所	年 月 日生
氏 名	受講した講習会に係る登録事務の種別及び確定の区分
上記の欄は、監査審査法第23条第3項の規定に基づく講習会の調査を終了した者でありますことを明記する。	
講習会申込月日 文 付 年 月 日	知 月 日
登録講習機関 (登録番号 年 月 日)	

参考
 1. 同様は、押印すること。
 2. 同様の大きさは、日本通郵便局A4とすること。